

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十六次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和6年6月10日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和6年3月22日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十六次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和6年3月22日（金）～4月22日（月）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：6件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>1. 47 頁に「2022 年度以降に出力増強や改良がなされた非 FIT 電源・FIP 電源」についても、発電事業者・需要家間の非化石証書直接取引を認めることとしたとありますが、これは、(1)当該出力増加分ないし改良分のみなのか発電所全体なのかお示しただけかもしれませんでしょうか。また、今後、(2)いつから、(3)どのような要件の下で開始するのか、検討のタイムライン並びに検討の方向性をご教示いただけたら有難く存じます。</p> <p>2. 21 頁に「発電事業者の会員登録の義務化」を検討する予定とありますが、この点について、以下の各点をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>(1)「発電事業者の会員登録の義務化」の検討は、どのような趣旨・目的・観点での検討でしょうか。</p> <p>(2)「発電事業者の会員登録の義務化」の検討は、発電者ないし電事法上の発電事業者に対し、これまで発電事業者の会員登録がなかった小売電気事業者又はアグリゲーターに電気とともに非化石価値を相対で移転する場合（非 FIT 再エネ指定のものを想定）にも、あるいは、非化石証書の取引を行うか否かにかかわらず一律に、JEPX 非化石価値取引会員登録を義務付ける可能性も含めて検討するという趣旨でしょうか。検討の対象範囲として想定されてい</p>	<p>2022 年度以降に出力増強や改良がなされた非 FIT 電源・FIP 電源については、非化石証書の直接取引が既に認められておりますが、直接取引が認められる範囲や開始時期、要件など詳細については、今後検討の上、24 年夏頃を目途に周知を行う予定です。</p> <p>日本卸電力取引所によると、相対（取引所外）取引のみを行う場合であっても、口座管理費用等のコストが生じることから、発電者にも費用の負担を求める観点で見直しを検討したと伺っております。</p> <p>また、会員登録の義務化は、非化石証書の取引を行うか否かにかかわらず一律に義務付けるものではなく、非化石価値を具現化したい発電者に対して会員となることを求めるものとのことです。</p> <p>なお、発電者が小売電気事業者又はアグリゲーターに電気とともに非化石価値を相対で移転する場合には、従来どおり小売電気事業者又はアグリゲーターが申請主体となるため、発電者が会員となる必要はありません。</p>

	<p>るところがあれば、補足いただけると有難く存じます。</p> <p>3. 20 頁記載の「相対取引分の非FIT 証書のトラッキング付与率」の数値に関し、これは、発電者ないし発電事業者又はアグリゲーターと需要家との直接取引分を含んだ数値でしょうか。（現在強い社会的ニーズのある直接取引分について、その統計が（もしあれば）把握できればと考えた次第です。）</p>	<p>ん。</p> <p>直接取引分を含んだ数値です。</p>
2	<p>3 頁に「需要家も市場取引に参加可能とする再エネ価値取引市場」の創設、47 頁に「発電事業者と需要家の直接取引が急速に拡大」とあるとおり、非化石証書は、広く需要家企業も入手可能な環境価値証書としてその社会的意味合いを拡大していると認識しています。こうした実態に照らし、直接取引の可能な範囲を 2022 年度以降の出力増強・改良電源にも拡大するといった本案の方向性を歓迎します。併せて、非化石証書制度（トラッキングを含む。）に関しては、現在のところ、関係者は、経産省及び JEPX からの委託先企業において公表している資料を参照していますが、電気事業の自由化及び需要家への開放を経て多様なプレーヤーが非化石価値取引に関与するようになったこと、非化石証書が環境価値証書として社会的意味合いを拡大したこと（国際的な企業の関心も高い点と理解しています。）にも鑑みると、国が、法令ないしそれに準ずる規程等をもって、非化石証書取引（トラッキングを含む。）の制度ないしルールの内容を、利用者が参照しやすい形で明示すること（併せて、その変更の際には意見募集手続を経ること）が、社会的なニーズに応える安定的な制度として望ましいように思います。このような</p>	<p>ルールの明確化及び関連する情報の発信の充実という観点も含めて、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ルールの明確化及び関連する情報の発信の充実についても、ご検討いただきたいと存じます。</p> <p>（なお、現在の非化石証書関連の説明資料には、FIT 非化石証書に関し代理制御分の電力量が非化石証書なしトラッキングの制度上どのように扱われるのか明示されていないこと、非 FIT 非化石証書の相対取引のトラッキングについて発電・アグリと需要家との直接取引に特化した説明資料がないことなど、利用を検討する者の目線から見た場合に改善の検討が可能な点もあろうかと思しますので、こうした点の整理もご検討いただけたらと存じます。さらに、バーチャル PPA の会計処理の点について、第 84 回部会で委員の先生からもご指摘がありましたが、制度の十全な活用の観点から、この点の整理を示すこともご検討いただけたらと存じます。）</p>	
3	<p>（運転中の設備について）現行の優先割当が終了した 2024 年 10 月以降であっても、小売買取されている特定の FIT 発電所について、送配電買取に切り替え、再エネ特定卸供給を活用した場合、引き続き優先割当を活用することができるという理解でよいか。</p> <p>仮に YES である場合、「ルールの抜け穴」のように利用される可能性があるため、例えば「2024 年 10 月以降に送配電買取に切り替え、再エネ特定卸供給を活用した場合は、優先割当を活用できない」などの措置を検討するのはどうか。</p>	<p>2024 年 10 月以降であっても、小売買取されている特定の FIT 発電所について、送配電買取に切り替え、再エネ特定卸供給を活用した場合、引き続き優先割当を活用することができるという理解で相違ありません。</p> <p>FIT 電気に関する PPA 契約（再エネ特定卸供給）の締結により、当該 FIT 電源のトラッキング情報も取得できると期待することは一定程度合理性があり、そのような期待は保護されるべきと考えています。今後の在り方については、再エネ特定卸供給契約の趣旨を踏まえつつ、必要に応じて検討して参ります。</p>

	<p>今回の優先割当ルールの見直しの背景としては、P30の「他方、FIT 証書の全量トラッキングが進んでいる中で、特定の属性の環境価値へのニーズが高まっていること、本来は FIT 環境価値が広く需要家に還元するものであることを踏まえ、FIT 証書のトラッキングについても市場を通じた最適配分を追求する必要性が高まっている。」ということと承知しており、より具体的には P19 の「福岡（太陽光）のトラッキング情報について、割当希望量（需要）が割当可能量（供給）を上回ることにより希望量の割当ができない」ようなことが今後なるべく起こらないようにしたい（＝より公平に割当られるようにしたい）、ということと理解しています。</p> <p>特定の事業者がトラッキング情報を囲い込むことがないように、意見を申し上げる次第。</p>	<p>背景については、ご理解のとおりです。</p>
<p>4</p>	<p>意見 1</p> <p>[該当箇所] P.14 2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場</p> <p>（2024 年度の間目標値の需給バランス） 24 年度についても、第二フェーズの基本的な方向性を踏まえ、23 年度比で更に目標水準を高める（＝外部調達比率を高める）こととした。具体的には、第二フェーズにおいては、万が一需給ひっ迫が生じた際の FIT 証書の代替活用も認めていることもあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、24 年度の需給バランスは 1.10（外部調達比率：14.7%）とすることにした。</p>	<p>第二フェーズにおける中間目標値の需給バランスは、段階的に目標水準を高めるという基本的な方向性を踏まえて設定することとしており、過去の取引価格を参照して見直しを行うことは検討しておりません。</p>

[意見] 相対取引も含めた取引状況を確認して、最低価格での取引が継続する場合には需給バランスをよりタイトとするよう見直していただきたい。

[理由] あらかじめ供給量が義務量を上回る設定とされていることが市場価格が最低価格に張り付いている要因の一つとなっている。構造的に非 FIT 証書の売れ残りが生じる設定であるため、小売事業者には最低価格を上回る価格での取引意欲が生じない。相対取引も含め、取引状況を把握し、市場メカニズムが働く需給バランスに適宜見直しを行っていただきたい。

意見 2

[該当箇所] P4 2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場

（高度化法第一フェーズの中間目標達成状況の評価について）
前年度の電気の供給量が 5 億キロワット時以上の小売電気事業者等は、高度化法に基づき、毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画（達成計画）を国に提出しなければならない。

[意見] 全小売事業者について一律に高度化法義務を課すこととしていただきたい。

[理由] 再生可能エネルギー発電の普及促進に向け、環境価値のさらなる取引量拡大が重要である。一部の小売事業者にのみ高度化法義務を課す事は高度化法義務のない事業者の再エネ利用促進を阻害する懸念もある事から全小売事業者に義務を課す事としていただき

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

たい。

意見 3

[該当箇所] P.2. 市場整備の方向性（各論）2.1. 非化石価値取引市場

（発電事業者と需要家の非 FIT 再エネ証書の直接取引について）
発電事業者との直接的な取引を通じて再エネ価値の取得を求める需要家の声の高まりを受けて、2022 年、再エネ電源の維持・拡大に資する以下の場合に限り、発電事業者と需要家間の非 FIT 再エネ証書の直接取引を認めることとした。

<中略>

FIT 電源から移行した FIP 電源

⇒2022 年度以降に営業運転開始となった FIT 電源が FIP 電源に移行した場合

[意見] FIT 電源から移行した FIP 電源については FIT 電源の営業運転開始年に関わらず、全面的に発電事業者と需要家間の非 FIT 再エネ証書の直接取引を認めていただきたい。[理由] 再エネの市場統合や系統混雑を緩和する観点から、FIT 制度利用発電所の FIP 制度移行が期待されているところ、営業運転開始年を限定するのではなく、全面的な発電事業者と需要家間の非 FIT 再エネ証書の直接取引を認めていただくことで、発電事業者としての選択肢も増え、稼働済みの FIT 電源の FIP 移行が促進されることにつながるので、直接取引を認めていただきたい。

2022 年 4 月以前に運転を開始した FIT 電源が FIP 電源に移行した場合を含む非 FIT 再エネ証書の直接取引可否については、今後も引き続き検討を行う予定です。

意見 4

[該当箇所] 2. 市場整備の方向性（各論）2.1. 非化石価値取引市場（非 FIT 証書の取引状況）

[意見] 取引の実態を踏まえた制度設計を行う観点から、非 FIT 証書の相対取引について取引内容の報告義務化を図っていただきたい。

[理由] 相対取引結果の把握は、アンケートにより行われており、未回答事業者が存在していることや網羅性をもって回答するものではないことから、相対取引状況の正確な把握には改善余地がある。

非 FIT 証書取引状況を正確に把握する観点から、取引価格や取引数量、取引相手先等について報告を義務づけることとし、取引実態を踏まえた制度設計に反映していただきたい。

意見 5

[該当箇所] 2. 市場整備の方向性（各論）2.1. 非化石価値取引市場全体

[意見] 再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の最低価格を統一いただきたい。

[理由] 高度化法義務達成市場の最低取引価格（0.6 円/kWh）が再エネ価値取引市場の最低取引価格（0.4 円/kWh）を上回る価格とされているため、小売事業者による非 FIT 証書調達コストの価格転嫁が進まず、相対取引による取引価格（実勢価格）低下の一因となっている。実勢価格が高度化法義務達成市場の最低価格を下回る状況も生じており、FIT 制度を利用する発電事業者が得る環境価値取

非 FIT 証書の個別取引に関する報告義務化については、自由な取引を前提とした制度趣旨に沿わない過度な干渉となる可能性もあるため、現時点で検討を行う予定はありませんが、相対取引を含む取引実態の把握は制度設計にあたって重要であるところ、今後も必要に応じてアンケートやヒアリング等を通じて、取引実態の把握に努める予定です。

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

引収入が、プレミアム算出において採用される環境価値にかかる参照価格を下回る懸念が生じている。

意見 6

[該当箇所] 2. 市場整備の方向性（各論） 2.1. 非化石価値取引市場全体

[意見] 相対取引についても高度化法義務市場の最低価格を適用し、0.6円/kWh以上で取引を行うこととしていただきたい。

[理由] 相対取引には最低価格が適用されないため、相対取引による市場価格を下回る取引が行われる一因となっている。市場メカニズムを通じた価格形成を促す観点から、相対取引においても高度化法義務達成市場の最低価格以上での取引を条件としていただきたい。

意見 7

[該当箇所] 16 ページ

非化石価値取引における公平な調達環境の確保

[意見] 旧一般電気事業者が内部取引価格を設定していなかったことにより、電力取引における内外無差別評価が公正なものとなっていたか検証頂きたい。

[理由] 2023年10月13日の電力・ガス取引監視等委員会の「非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）2022年度オークション及び証書の相対取引に係る監視結果の報告」にて指摘があったが、旧一般電気事業者が内部取引価格を設定していなかったことによ

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

頂いた御意見は、電力・ガス取引監視等委員会とも連携しつつ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

り、電力取引に環境価値が内包され、取引価格の評価が適正に行われていなかった可能性がある。

意見 8

[該当箇所] 20 ページ 非 FIT 証書のトラッキングの現状と課題
30 ページ FIT 環境価値の帰属と優先割当（基本的考え方）

[意見] トラッキング情報は、発電事業者のブランド価値や発電所の健全性、地域共生を示す新たな価値として発電事業者に帰属するものとして再度ご検討頂きたい。

[理由] トラッキング情報は、発電事業者のブランド価値や発電所の健全性、地域共生を示す新たな価値として認識されるべきもの。環境価値として既に国民に帰属しているとは言えず、発電事業者に引続き帰属していると考えることが妥当。発電所の健全性や地域理解を得ている事により、トラッキング価値が高まるものと考えられ、発電事業者に帰属させる事により健全な運営意欲の向上に寄与するものとする。

意見 9

[該当箇所] 32 ページ 33 ページ
非 FIT 証書の全量トラッキング

このため、非 FIT の市場取引分についても、FIT 証書のトラッキング情報の扱いと同様、小売電気事業者が公表する場合には発電事業者の同意を得ることとし、同意なく対外公表を行った場合には、取引制限措置等の何らかの措置を講ずることとした

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

FIT 証書を購入した需要家が、入手した証書のトラッキング先の具体的な発電設備名、設置者名を対外公表する場合は、既に、発電事業者の同意を必要としております。

[意見] 小売電気事業者が公表する場合に加えて、需要家による FIT 証書購入時の対外公表時の発電事業者同意取得を明確化いただきたい。

[理由]

小売電気事業者が公表する場合に加えて需要家が直接 FIT 証書を取得することもできるため、需要家による対外公表についても発電事業者の同意が必要である事を明確化いただきたい。

意見 10

[該当箇所] 32 ページ 33 ページ 非 FIT 証書の全量トラッキング

このため、非 FIT の市場取引分についても、FIT 証書のトラッキング情報の扱いと同様、小売電気事業者が公表する場合には発電事業者の同意を得ることとし、同意なく対外公表を行った場合には、取引制限措置等の何らかの措置を講じることとした

[意見] 発電事業者が対外公表を認める場合に公表者（小売事業者・需要家）からの対価受取は容認されるのか確認したい。

[理由] トラッキング情報の対外公表により発電事業者にレピュテーションリスクがあるところ、対価受取が容認される事が妥当だと考える。また、対価受取により発電事業者による地域共生も含めた健全な運営意欲の向上に寄与する。

意見 11

[該当箇所] 32 ページ 33 ページ

非 FIT 発電事業者が、そのトラッキング情報の対外公表を認める際に公表者から対価を受け取ることは、妨げられません。

頂いた御意見は、トラッキング事務局である日本卸電力取引所とも連携しつつ、今後の参考とさせていただきます。

	<p>非 FIT 証書の全量トラッキング</p> <p>このため、非 FIT の市場取引分についても、FIT 証書のトラッキング情報の扱いと同様、小売電気事業者が公表する場合には発電事業者の同意を得ることとし、同意なく対外公表を行った場合には、取引制限措置等の何らかの措置を講じることとした</p> <p>[意見] 同意のない対外公表を防ぐため、取引前に発電事業者の同意なく対外公表が行えない事を確認する書面の提出、事後調査の徹底、違反時に罰則を課すなど対策を徹底いただきたい。</p> <p>[理由] トラッキング情報の付与により、証書購入者が発電事業者のブランド価値を利用した販促活動等に利用する懸念がある。発電事業者のレピュテーションリスクに予め配慮した対策は必須である。</p>	<p>きます。</p>
<p>5</p>	<p>・ 該当箇所</p> <p>P. 16～（非化石価値取引における公平な調達環境の確保）</p> <p>内外無差別を更に徹底し、旧一般電気事業者等に対し、内部取引価格の設定を求めていくことについての考え方を議論した。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>○ 複数の旧一電において、非化石証書の取引に際して内部取引価格の設定を行っていないことが報告されております。</p> <p>○ 高度化法においては、2030 年に非化石電源 44%を実現することが求められています。新電力各社においても供給能力を確保すべく、コーポレート PPA を始めとした non-FIT 電源等の開発に努めておりますが、2030 年に総需要の 44%に相当する非化石電源開発を完了させることは困難な状況と想定されます。</p> <p>結果、新電力各社は非化石証書の調達が必要とならざるを得ない状</p>	<p>頂いた御意見は、電力・ガス取引監視等委員会とも連携しつつ、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

	<p>況であることを鑑みると、非化石価値における内外無差別の確保は重要であり、内外無差別な取引価格の設定は必須です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由 <p>○ 小売事業者目線で見ると、実質再エネの電力販売に際し、新電力各社は非化石証書の調達コストが必要となる一方、当該旧一電小売部門においては非化石証書のコスト負担度合いが不明瞭であり、旧一電グループ内で内部補助が行われていることを否定する十分な説明ができない状況であって、競争環境を歪めていると考えられます。</p> <p>○ 発電事業者目線で見ると、自社グループ内に対しては実質無償とし、外部販売に対してのみ有償としているものであり、自グループ優遇・内外差別的ではないかと推察します。</p>	
6	<p>■ 1</p> <p>【該当箇所】</p> <p>P3（はじめに）</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力と証書の一体販売等の制約に伴う小売事業者の負荷軽減について対策の検討をお願いします。 ・ 高度化法に基づく小売電気事業者の義務達成規定は、もはやその他の制度に引き継がれたと考え、速やかに廃止し、経過措置に移行することが重要と考えます。 ・ 非化石証書の定義は国際基準に適合させる時期に来ていると考えます。 	<p>頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

【理由】

- ・ 電力と証書の一体販売等の制約に伴う小売事業者の業務負荷軽減について検討をお願いします。

電力小売営業ガイドライン及び非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱い等を遵守するために、電力販売計画にあわせた証書の取得、事後に判明する排出係数等の算定結果等による不足の可能性を見越した量の取得、それに必要となる算定実務等、高度化法の義務を課せられた小売事業者には、相応の業務負荷および費用が生じています。非化石証書取得コストのお客様への転嫁に関する議論が進まぬまま、証書本体の取得コスト負担のみならず、このような業務負荷が生じている現状を踏まえ、小売事業者の負荷軽減につながる対策について検討をお願いします。

- ・ 高度化法に基づく小売電気事業者の義務達成規定を廃止し、証書の定義を国際的な基準に合わせて頂くようお願いします。改正省エネ法において、非化石エネルギーの導入促進が盛り込まれ、同時にカーボンプライス・オークションが開始されることが決定したことから、高度化法の役割は、これまでの成果とともに、もはやその他の制度に引き継がれたと考え、速やかに廃止し経過措置に移行することが重要と考えます。今後は、RE100、SBT、企業の自主的取組に応じて、企業が対応できるような情報公開などの仕組みの充実に取り組むべきではないかと考えます。

- ・ RE100 など国際的イニシアティブにおいて、環境価値(再エネ属性と産地(電源)属性)とクレジットは別の価値を持つものと考え

られており、クレジットは環境価値を代替しません。また、日本では産地(電源)属性は非化石証書ではなく電力に付帯すると整理されており、国際的な考え方と乖離があります。日本国内での脱炭素活動がシームレスに国際的に認められるためにも、非化石証書の定義を国際基準に適合させる必要があると考えます。

■ 2

【該当箇所】

P14 (第二フェーズに関する基本的な考え方)
(2024 年度の間目標値の需給バランス)

【意見】

・ 高度化法における中間目標値設定のタイミングについて、前倒し等事業予見性の確保をお願いします。

【理由】

・ 現状の高度化法における中間目標値の設定に関する議論のタイミングでは、翌年度計画策定に支障が生じています。このため、少なくとも議論の前倒し又は3か年程度の目標を策定するなど、事業予見性の確保をお願いします。

■ 3

【該当箇所】

P16 (非化石価値取引における公平な調達環境の確保)
P17 (証書収入と用途の内容について (2022 年度))

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。

非化石価値取引市場は電力・ガス取引監視等委員会によって監視が行われ、その結果を下記のとおり公表しており、今後も監視を行っていくこととしています。なお、「証書収入と用途の内容について」は、対象と

※公平な調達環境の確保と証書収入と使途の内容について

【意見】

・ 非化石価値取引における内外無差別の確保のため、監視・検証・結果の公表等をお願いします。

【理由】

・ 第 85 回制度検討作業部会（資料 5-1）において、2022 年度オークション及び証書の相対取引に係る監視結果の報告が示され、大手電力において「2 社は外部取引実績が無い」及び「5 社は内部取引について、非化石価値部分の価格設定が行われていない」等が明らかになりました。卸電力取引における内外無差別の確保と同様、非化石証書の相対取引についても内外無差別の確保が重要と考えます。今後も引き続き必要となる監視・検証・結果公表等についての対応をお願いします。

あわせて、「5 社は内部取引について、非化石価値部分の価格設定が行われていない」と報告されたものについて、「証書収入と使途の内容について」の中の扱いについてご説明をお願いします。

（参考）

■2023 年 10 月 3 日開催 制度検討作業部会（第 85 回）

（資料 5-1）非化石価値取引市場 2022 年度監視結果の報告

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/085_05_01.pdf

なる事業者が、外部への証書販売収入がある場合に、その使途について報告を求めるものであり、内部取引分は報告の対象としておりません。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/085_05_01.pdf

■ 4

【該当箇所】

P18～19（トラッキングの課題と今後の在り方）全般

【意見】

・ トラッキング方法の見直しについて、個別合意という手段を残していただくとともに、証書の価格高騰リスクが増える方向への見直しは、慎重に検討していただきたい。

【理由】

・ 現在議論されている非化石証書トラッキングですが、今後詳細な属性情報を希望するお客様が増加すると考えています。その中で、確実に属性情報が欲しい場合には個別合意が有効であり、仲介という立場では特定卸供給の早期実施が困難であることも踏まえ、確実に希望属性情報を付与するためには個別合意という手段を残していただくことを要望します。

・ 加えて、2022年度は非化石証書の需給ひっ迫等による価格高騰が発生しました。高騰リスクのある応札価格により属性情報の取得可否が決定されるとなると、証書取得のみならず、属性情報取得や価格のボラティリティに対するリスクも生じることとなります。証書の価格高騰リスクが増える方向への見直しは慎重に検討していただきたく願います。

・ なお、第86回制度検討作業部会における、「FIT制度に鑑みれ

頂いた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。なお、個別合意に基づく優先割当は廃止することとなりましたが、既に利用している事業者への影響も配慮し、経過措置を認めることとしております。

ば、環境価値が再エネ賦課金の負担を通じて全需要家に帰属するという整理には同意する。一方で、FITで収益を確保しながら、非化石価値の利用も視野に入れて再エネ開発・投資を行う場合や、そのようなFIT電源で地産地消を行う自治体・グループもあるなど、現状の優先割当ての仕組みは、再エネの普及・利活用に大きく貢献している仕組みである。更なる再エネ普及の観点から、このようなニーズに対応できる措置の継続をお願いしたい。また、丁寧な議論をお願いしたい。」という委員の発言に賛同します。あわせて、同部会における「電源に紐づく属性価値と環境価値に紐づく属性価値について、これまで議論が尽くされていない。」という趣旨の委員の発言にも賛同します。

■ 5

【該当箇所】

P21（トラッキング見直しの論点と検討の進め方） 9行目

「なお、今回のトラッキング見直しに際しては、JEPX側の実務変更に伴う年会費や売買手数料の見直し、発電事業者の会員登録の義務化などもあわせて検討を行う予定である。」

【意見】

- ・ 上記検討事項について、具体的にはP21~23にもあるとおり、トラッキングの対象、FIT証書の優先割り当ての扱い（FIT証書）、入札方法・約定ルールなどが含まれています。
- ・ しかしながら、別途、JEPXから既決定事項の前提にて説明が

制度検討作業部会に提示された検討事項は、各回の議論を経て決定されるため、トラッキングの対象、FIT証書の優先割当ての扱い等については、決定された内容をもとに説明しているものと承知しております。また、その他のトラッキングの見直しに伴う変更等については、別途、トラッキング事務局を担う日本卸電力取引所において検討している状況であると伺っており、正式な決定後、改めて案内があるものと承知しております。

されています。

- ・ また、これまで議論の対象として明確にされていませんでしたが、非化石価値の証書の価値の扱いも、JEPXの説明に含まれています。
- ・ 非化石証書取引事業に関わる者にとって、これらは事業運営上大きな影響を与える制度変更事項と考えられます。このため、どのような検討を経て決定がされたのか、ご説明をお願いします。

【理由】

- ・ 上記のとおり、「今回のトラッキング見直しに際しては、JEPX側の実務変更に伴う年会費や売買手数料の見直し、発電事業者の会員登録の義務化などもあわせて検討を行う予定である」とされています。
- ・ 具体的な検討内容は、P21~23にもあるとおり、トラッキングの対象、FIT証書の優先割り当ての扱い（FIT証書）、入札方法・約定ルールなど、十分に時間をかけて議論や検証を行っていただきたいものが含まれています。
- ・ こうした中、2024年3月4日にJEPX（一般社団法人日本卸電力取引所）が公表した資料「非化石価値取引の改定 ~全量トラッキングの実現 2024年度分から~」では、全量トラッキング化、費用負担方法の見直し、トラッキング付与の方法等について、既決定事項の前提にて説明がされています。
- ・ 加えて、これまで議論の対象として明確にされていませんでしたが、非化石価値の証書の価値の扱いも、JEPXの説明に含まれて

います。同資料（P5, 非化石価値の利用方法）には「非化石価値は、証書化（※）することで利用可能となるように改定する（これまでは、価値の保有のみで「保有量証明書」にて価値認定を行っていた）。証書化しなければ価値として有用にならないことに注意する。」との記載があります。これも既決定の前提での説明と思われませんが、本改定により、「価値の保有のみでは有用ではない」となり、証書の性質を伴う大きな変更ではないかと考えています。

- ・ いずれにしても、非化石証書の仲介、発電事業、特定卸、電力小売など、非化石証書取引事業に関わる者にとって、事業運営上大きな影響を与える制度変更事項です。

- ・ これら変更について、どのような検討を経て決定がされたのか、ご説明をお願いします。

（参考）

■2024年3月4日JEPX公表資料

「非化石価値取引の改定 ～全量トラッキングの実現 2024年度分から～」

<https://www.jepx.jp/nonfossil/news/20240304.html>

■6

【該当箇所】

P44（FIT 優先割当の経過措置に関する論点）以降の下記記載箇所（経過措置の対象）

（現行の優先割当の終了時期と適用期間について）

第十六次中間とりまとめ（案）は、制度検討作業部会における各回の議論の検討結果をまとめたものであり、とりまとめによって初めて効力が生ずるものではありません。本意見公募は、とりまとめ（案）の内容と各回で議論した内容に相違がある場合や、不明な内

(現行の優先割当の終了時期の考え方について)

【意見】

・ 当該部分については、別途 JEPX から既決定事項としての案内がされています。このため、本意見公募で関係者から意見を公募する意義について、御説明をお願いします。

【理由】

・ 本件に関する意見公募要領の「1. 意見公募の趣旨・目的・背景」では、「非化石価値取引市場に関する本作業部会の検討結果を第十六次中間とりまとめとしてとりまとめるにあたり、広く皆様からも御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。」とされています。

・ しかしながら、JEPX からは、前述の資料「非化石価値取引の改定 ~全量トラッキングの実現 2024 年度分から~」等において、既決定事項の前提で案内がされています。

・ このため、本件意見公募において、関係者からあらためて意見を公募する意義について、ご説明をお願いします。

(参考)

■2024 年 3 月 4 日 J E P X 公表資料

「非化石価値取引の改定 ~全量トラッキングの実現 2024 年度分から~」

<https://www.jepx.jp/nonfossil/news/20240304.html>

容がある場合に反映すべく、実施するものです。

■2024年4月8日JEPX公表資料

「優先割当申請についての資料を公開します。」

<https://www.jepx.jp/nonfossil/news/20240408.html>

■7

【該当箇所】

P44 (FIT 優先割当の経過措置に関する論点) 以降の下記記載

(経過措置の対象)

(現行の優先割当の終了時期と適用期間について)

(現行の優先割当の終了時期の考え方について)

【意見】

・ 上記の経過措置については、丁寧な議論をお願いします。その意味では、2024年2月28日開催の制度検討作業部会（第89回）における委員の発言とともに、細かな調整はあり得るとの意見にも賛同します。

【理由】

・ 上記■4で申し上げた通り、今回の優先割当の見直しは、非化石証書取引に関わる事業者に大きな影響を与える事項です。

・ 本作業部会での委員からの発言のとおり、経過措置については丁寧な議論をお願いします。また、適宜、細かな調整をお願いします。

優先割当の見直しにかかる経過措置は、2023年10月および2024年1月に実施した事業者アンケートおよび個別のヒアリングをもとにその内容を議論しており、事業者の実態を踏まえた内容が決定されたと考えております。なお、やむを得ない不都合が生じる場合には、細かな調整はあり得ると考えております。

(参考)

■2024年2月28日開催 制度検討作業部会（第89回）

（資料4）非化石価値取引について

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/089_04_00.pdf

・同専門会合議事録

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/089_gijiroku.pdf

（以下抜粋）

○曾我委員：細かな点として、2点だけ発言をさせていただきます。まず、1点目としまして、経過措置の具体的な内容について今回ご提示いただきましたので、こちらの整理を踏まえて、どうしてもやむを得ない不都合が生じてしまう事業者がいる場合には、ファインチューンというか、細かな調整はあり得るかもしれませんので、その辺り、引き続き丁寧にご対応いただければと考えております。

記載が実は漏れていて、経過措置の適用対象になれなかったという不幸な結果をできるだけ生まない必要もあると思いましたが次第です。

○事務局：今後の進め方のところ、曾我委員から重要なご指摘いただいております。やむを得ない場合のファインチューニングあり得

べし、まさにおっしゃるとおりだとは思っております。

○大橋座長：本日、非化石証書ということで、FITの優先割当についてご議論いただいたところです。そもそもFITの対象電源というのは、国民に属するという事なので、環境価値は国民に属するという事でもあります。

他方で、ちょっと若干こういうふうな証書、制度が予見してない姿が広がった中で、優先割当という場、ビジネスが既に行われているところとの折り合いをつけるという意味で、今回、経過措置というものを設けさせていただいているということでもあります。その根本的なところは、しっかり踏まえた上で進めていただくということが肝要かなと思いますが、本日、様々ご意見をいただきましたので、こうした内容を踏まえて、整理、取りまとめのほうをご準備いただければと思います。

以上